

パブリックコメントに基づく条例への反映案について(第7回検討会議資料)

【資料1】

No.	意見の該当箇所	意見の要旨	本文修正	修正内容	市の考え方(案)
1	(相互交流)9条 (情報保障及びコミュニケーション)第11条	基本条例(仮称)【案】は、単語の意味がむずかしくわかりづらかった。しかし、動画でいいいに手話通訳されていたので、よくわかった。店員や銀行など窓口の人などに手話を覚えてもらいたい。特に病院や薬局については、命に関わるので、診察結果や検査、処方される薬の説明は、手話で説明してほしい。こどもから高齢者まで、たくさんの人たちが手話に触れ学び交流できる長岡京市になれば良いと思う。	なし	「市の考え方」のとおり	条例で使用する用語等に制約があることから、周知にあたっては条例の逐条解説や「わかりやすい版」の作成など、わかりやすさに配慮した取組を進めていきます。 また、具体的施策については、本条例の趣旨を踏まえた個別分野の計画や施策の検討を通じて対応して参ります。
2	(情報保障及びコミュニケーション)第11条	大型スーパー・大型電器店・コンビニ・ガソリンスタンド・喫茶店の店員・JRや阪急の駅員など、私たち、ろうあ者が日常的に行くようなところの人たちに、手話を覚えてもらい、手話でコミュニケーションができる、長岡京市になってほしい。	なし	「市の考え方」のとおり	具体的施策については、本条例の趣旨を踏まえた個別分野の計画や施策の検討を通じて対応して参ります。
3	(情報保障及びコミュニケーション)第11条 (保健医療)12条	市役所や済生会病院の建替えや移転予定があるため、受付等において手話のできる人の設置をお願いしたい。	なし	「市の考え方」のとおり	具体的施策については、本条例の趣旨を踏まえた個別分野の計画や施策の検討を通じて対応して参ります。
4	条例全体	もっとわかりやすい文言にしてもよいのではないかなと思う。 全てが理解できる人ばかりではないと思う。	なし	「市の考え方」のとおり	条例で使用する用語等に制約があることから、周知にあたっては条例の逐条解説や「わかりやすい版」の作成など、わかりやすさに配慮した取組を進めていきます。
5	条例名	「障がい者基本条例」という名称が、障がい者だけのもの、という印象を受ける。「障がいのある人もない人も」「誰もが共に支え合い」と条例の中に記載されている意識に反するのでは?と感じる。条例名の再検討を。長岡京市の「かしこ暮らしっく」を前面に提示してもよいのではと感じる。	なし	「市の考え方」のとおり	本条例は障がいのある人への差別解消と合理的配慮の提供を主に規定していることから、その趣旨が伝わる条例名にしたいと考えます。
6	前文	「障がいの有無や障がいの種類の違い、」について、障がい者を指して「種類」と言われることに引っかかりを感じる。条文では、「種別」が使われていて、違う使い方をしているのは、わざとなのか?と感じるがどうなのか。ここも「種別」としてはどうか。	有	意見のとおり	ご意見を踏まえ、修正します。 「障がいの種類」→「障がいの種別」に修正
7①	前文	検討会の各委員からの意見を尊重したため、つぎはぎの文章表現となり、かえって各委員の意図していたことが伝わりにくくなったり、真意を損なったりしていないか。回りくどくて、大袈裟な言い回しの割に、大したことを言っていないのではないかなと思った。一度全部を捨て去って、シンプルに書き換えても良いと思う。	有	意見のとおり	ご意見を踏まえ、なるべく短文で、条例制定へ向けた思いがわかりやすいよう見直します。
7②	前文	(1ページ目下から1行目) 「私たちをとりまく社会では」…まるで他人事のように感じる。 修正案:「私たちの社会では」	なし	「市の考え方」のとおり	ここでいう社会は長岡京市のみならず、制度や意識など一般的・広範な社会環境を指しており、あえて距離感のある表現としています。
7③	前文	「障がいの種類の違い」…「障がいの違い」とだけにするか、あるいは「障がいの状態の違い」とすると良いかもしれない。	有	「種類」を「種別」に修正	ご意見を踏まえ、「障がいの種類」を「障がいの種別」に修正します。
7④	前文	「共に生きるしよみの不十分さ」…しよみがなく共に生きられないのか、疑問に思う。 →「しかしながら、私たちの社会では、障がいの有無や障がいの違いによっても、市民同士が分け隔てられ、お互いを知る機会が限られてきました。」	有	意見のとおり	「共に生きるしよみの不十分さ」の記述は、医学モデルから社会モデルへの転換、社会的障壁の存在を意識することにより、共生社会の必要性を踏まえたものです。 ご意見を踏まえ、比喩的な表現となっている「垣根」を「社会的障壁」に修正します。
7⑤	前文	(2ページめ上から6行目) について理解し、障がいのある人に対する不当な取扱いを見過ごさない姿勢を持つことで、社会的障壁を取り除く取り組みを前に進める必要があります。 →を理解するとともに、障がいのある人に対する不当な取扱いを見過ごすことなく、社会的障壁を取り除いていく必要があります。	有	意見のとおり	ご意見を踏まえ、「見過ごすことなく、社会的障壁を取り除いていく必要があります。」に修正します。

パブリックコメントに基づく条例への反映案について(第7回検討会議資料)

【資料1】

No.	意見の該当箇所	意見の要旨	本文修正	修正内容	市の考え方(案)
7⑥	前文	(2ページ目上から8行目)条文では「支え合う」が使われている。 共に助け合って暮らす → 共に支え合って暮らす	有	意見のとおり	ご意見を踏まえ、修正します。
7⑦	前文	(2ページ目下から5行目) 社会につながる大きな流れとなっていくと確信しています。 →「社会につながると確信しています。」	有	意見のとおり	ご意見を踏まえ、「社会につながると確信しています。」に修正します。
8	前文	…見過ごさない姿勢を持つことで、社会的障壁を取り除く取り組みを前に進める必要があります。 修正案 …見過ごさないで、社会的障壁を取り除く取り組みを前に進める必要があります。 いろいろな方に読んでもらい、広めていくためには、あまり回りくどくない文章にした方が受け入れてもらえるのではないかと。	有	「見過ごすことなく」に修正	ご意見を踏まえ、「見過ごさない姿勢を持つことで」を「見過ごすことなく」に修正します。
9	前文	本文では、「障がいのある人や障がいの種類の違い、障がいのある人とない人が共に生きるしくみの不十分さが市民同士を分け隔てる垣根となり、お互いを知る機会がかぎられていた」ことにより、「障がいへの無理解」「誤解」「お互いに声を掛け合うことへの遠慮」が生まれた、というふうにとまどめられています。 しかし、「障害観」についてこのように単純に言い切ることが正しいとは思いません。もともとは、障害者が、すぐ目に見える生産性や経済効率について影響を及ぼさず、プラスに働かないという狭い価値観から差別や偏見が生まれたのではないのでしょうか。そのために、現在でも例えば肢体の障害があり、就労もして社会参加している人に対しても、暴言が吐かれたり、就労や公共交通機関においても日常的な配慮がいつまでもなされないというような現実があります。 障害者の権利条約が生まれた背景には、障がいを含む、人間の多様性を認めることが人類にとってよりよい歩みを進めるという歴史的な価値観の変化があります。前文のこの部分はそういう大きな思想の変化に目を向けさせず、人々の普段の行いを教条的に見直すということに終始しており、「障害」についての考え方を矮小化している点で非常に問題だと思えます。 また、「遠慮が生まれ」から、次の「障がいのある人の自分らしく…」の箇所は文脈的に繋がりにくいです。あたかも「『社会的障壁』は市民同士の関わりの薄さから生まれている」というように受け取れる文章で、これは明らかに間違いであると思えます。	有	「市の考え方」のとおり	障がいに対する考え方や社会的障壁が生まれた要因については様々な立場で様々なご意見があると承知しています。ご意見で指摘されている「狭い価値観」は、多様性を包摂する共生を前提としていない社会に存在するものであり、無理解や誤解を再生産してきた構造であると考えています。 この条例では市の責務のみならず、市民等、事業者の役割についても規定することから、障害者権利条約が必要とされるに至った背景に関心が及ぶことも含め、障がい理解のきっかけとなるよう、取り組んでまいります。 後段の、「遠慮が生まれ」と「障がいのある人の自分らしく…」は因果関係ではなく、並列した状況であることから、こうした考え方がわかりやすい文となるよう「遠慮が生まれ、」の後に「また、」を加えます。
10	前文	ここは「共生」に主眼を置いた文章ですが、なぜ「共生」が必要かということについて言及されていません。共生社会が全ての人にとってプラスになるという示唆なしに、「理想的な社会として共感するものです」と言われても、現在助けを必要としない人や、いつ自分や家族にも助けが必要にならないとも限らないということ創造する力のない人には説得力が薄いと思えます。	有	「市の考え方」のとおり	ご意見を踏まえ、「お互いの違いを認め合い、」の後に「多様な個人が」を加えます。
11	前文	「尊厳」の言葉の意味を説明している箇所ですが、たいへん分かりにくい表現です。強いて対案を考えると、「生まれながらに一人一人がかげがえのない価値をもった存在であるということ」位になるとは思いますが、中途半端な説明になるのなら、ないほうがよいと思えます。	有	尊厳の()内を削除	字句の注釈に相当する内容については、逐条解説の作成により明らかにしていきます。

パブリックコメントに基づく条例への反映案について(第7回検討会議資料)

【資料1】

No.	意見の該当箇所	意見の要旨	本文修正	修正内容	市の考え方(案)
12	前文	「輝いて生きる」について。 この言葉は昨年メディアで少し話題になったinspiration pornを思わせます。障害者の存在をことさら感動的に取り上げ、美談に仕立て上げる傾向を皮肉った言葉です。「誰もが」という意味で使われてはいますが、障害者に直接関わる条例だけに、使ってほしくない表現です。 誰もが毎日輝いて生きていけるとは思っていないし、そもそも「輝く」とはどういうことなのか？すべての人が自分の理想を「輝いて生きる」と表現するのか？等、数々の疑問や違和感が生じます。自分が「輝きたい」と思ったらそのように努力したらよいので、目指す形は人それぞれです。この様な情緒的な、あいまいな言葉を、あたかもすべての人の理想形であるように、条例で扱ってほしくありません。	有	「市の考え方」のとおり	ご意見を踏まえ、「希望を持って」に修正します。
13-1①	前文	前文全体について ⇒わかりやすくするために説明的な文章を多く盛り込みすぎた結果、全般的に冗長となり、一番言いたいことは何なのか、非常に伝わりにくくなっている印象。ポイントを絞り、解説は他に譲った方がよい。	有	条文の修正	ご意見を踏まえ、修正します。
13-1②	前文	しかしながら、私たちをとりまく社会では、障がいの有無や障がいの種類の違い、障がいのある人とない人が共に生きるしくみの不十分さが市民同士を分け隔てる垣根となり、お互いを知る機会が限られてきました。 ⇒「種類の違い」まで言及すると文章が冗長になるわりには、意味がとりにくい。ない方がよいと思う。 ⇒「障害者」を「障がいのある人」と表現するから「ある人」「ない人」という表現になる。「障害者」という言葉で不快になるか、「ある人」「ない人」という言葉で不快になるかの違いである。無理な言い換えは不要であると思う。	有	条文の修正	ご意見を踏まえ、修正します。
13-1③	前文	その結果、障がいについての無理解や誤解、お互いに声を掛け合うことへの遠慮が生まれ、障がいのある人の自分らしく生きる権利は社会的障壁に阻まれています。 ⇒「お互いを知る機会が限られてきた」「結果」、「無理解や誤解」が生じたのではない。原因はもっと深く複雑であり、障がいそのものについての長岡京市の認識を問われかねない表現。 ⇒前の「無理解や誤解」と同列に扱うべきではない。	なし	「市の考え方」のとおり	障がいに対する考え方や社会的障壁が生まれた要因については様々な立場で様々なご意見があると承知しています。ご意見で指摘されている「狭い価値観」は、多様性を包摂する共生を前提としていない社会に存在するものであり、無理解や誤解を再生産してきた構造であると考えています。 この条例では市の責務のみならず、市民等、事業者の役割についても規定することから、障害者権利条約が必要とされるに至った背景に関心が及ぶことも含め、障がい理解のきっかけとなるよう、取り組んでまいります。
13-2①	前文	お互いの違いを認め合い、共に助け合って暮らす「共生」の社会は、誰もが理想的な社会のあり方として共感するものです。 ⇒後の文章と重なるところが多く、整理したほうがよい。	有	「市の考え方」のとおり	ご意見を踏まえ、「お互いの違いを認め合い、」の後に「多様な個人が」を加えます。
13-2②	前文	このまちでの生活をより豊かにしつつ、未来へとつなげていくのは地域に関わる私たち市民にほかなりません。一人一人が日々の暮らしのなかでお互いを信頼し、お互いにとって何が必要かを考え、自分ができることを主体的に行うことが、豊かな共生社会につながる大きな流れとなっていくと確信しています。 ⇒「関わる」という表現が不自然。この部分は不要。 ⇒主語がない。	有	地域に関わるを削除	ご意見を踏まえ、「地域に関わる」を削除します。

パブリックコメントに基づく条例への反映案について(第7回検討会議資料)

【資料1】

No.	意見の該当箇所	意見の要旨	本文修正	修正内容	市の考え方(案)
13-2③	前文	いま、私たちは一人一人の人格や尊厳(人がそこにいることそのもの)を大切に、市民の誰もが当たり前で安心して暮らし、輝いて生きるために守るべきことがらを決めました。 このまち、長岡京市が私たち市民のかけがえのないすみかであり続けることを目指して、ここに条例を制定します。 ⇒意味がつかみにくい。 ⇒前の文章と意味が重なる。整理したほうがよい。	有	尊厳の()内を削除	字句の注釈に相当する内容については、逐条解説の作成により明らかにしていきます。
13-3	前文	※修正案 「誰もが、自分の人生に希望を持ち、あらゆる分野の活動に参加し、さまざまな選択肢の中から自分の意思で自分の生き方を決定する権利を持っています。 この権利は、全ての市民が、障がいと社会的障壁との関わりによって生じる不便・不利益を解消する努力をし、障がいのある人に対する不当な取り扱いを見過ごさないことによって守られます。 また、この権利は、全ての人々が広く社会とかかわりを持つ機会を保障されることによって行使することができます。 障がいの有無に関わらず、一人一人がかけがえのない存在として大切にされ、社会の一員として認められることによって、すべての人が信頼し合い、支え合って暮らしていくことができます。また、一人一人が自分の可能性を最大限に発揮しながら、自分の幸福を追求でき、社会全体が豊かになっていきます。 そのような豊かな共生社会を創っていくことをめざし、市民の一人一人が考え、行動していくために、この条例を制定します。」 ※前文は条例の根本的な精神を伝えるもので、一つ一つの条文の理解には及ばなくとも、年齢を問わず、すべての市民に浸透させていく必要のあることを述べる大切な箇所であると思います。 だからこそ、まわりくどい長文は避け、誰でも最後まで容易に読み通すことができる配慮が必要なのではないでしょうか。	有	「市の考え方」のとおり	他の前文に対するご意見も踏まえ、修正します。
14	(目的)第1条	第1章総則 第1条は、文章が切れ目なく長く、一気に読めないで(議会で音読するのも大変だと思います。)区切れれば、3行目「…基本理念をさだめ、」→「…基本理念をさだめる。このことにより、市の責務並びに…」	なし	「市の考え方」のとおり	条例作成のルール上、一文で表現する必要があります。周知にあたっては条例の逐条解説や「わかりやすい版」の作成など、わかりやすさに配慮した取組を進めていきます。
15	(目的)第1条	全体的にセンテンスが長く続き、はっきりしない。もっとはっきりと分かりやすい文章にしたいと思っています。1番大事な条文だと思います。 修正案 はじめに「誰もが共に支え合い、安心して暮らせる共生のまちを実現すること」を目的として基本理念を定め」とし、その後「障がいへの理解を深め…図る。」とする。次に「障がいのある人が…得るため」とし、最後に「市の責務並びに…明らかにし、施策を推進する」とする。	なし	「市の考え方」のとおり	条例作成のルール上、一文で表現する必要があります。周知にあたっては条例の逐条解説や「わかりやすい版」の作成など、わかりやすさに配慮した取組を進めていきます。
16	(目的)第1条	第1条(目的)が、あまりに長文でわかりづらい。もっと短い文で、2文か3文に分けるとよい。 修正の例 第1条(目的) この条例は、障がいへの理解を深め差別を解消し、障がいのある人が地域社会を構成する一員として日常生活及び社会生活を営みあらゆる分野の活動に参加する機会を得るための施策を推進することを基本理念とする。そのためには、市の責務、及び市民及び事業者の役割りを明らかにし、障がいのある人には、その特性に応じた情報の保障及び多様なコミュニケーション手段の普及及び利用の促進をはかり、もって誰もが共に支え合い、安心して暮らせる共生のまちを実現することを目的とする。	なし	「市の考え方」のとおり	条例作成のルール上、一文で表現する必要があります。周知にあたっては条例の逐条解説や「わかりやすい版」の作成など、わかりやすさに配慮した取組を進めていきます。

パブリックコメントに基づく条例への反映案について(第7回検討会議資料)

【資料1】

No.	意見の該当箇所	意見の要旨	本文修正	修正内容	市の考え方(案)
17	(目的) 第1条	センテンスが長すぎて意味が取りにくいです。 各条文の概要を目次のように盛り込んでいる部分や、前文と意味において重複している部分があります。ともに強いてなくてもよいと思います。 目的として一番大切なことは、障害に起因する社会的不利益をなくすことと差別を解消することなので、それが一番伝わるよう、枝葉になる部分はもっと整理してほしいか。	なし	「市の考え方」のとおり	条例作成のルール上、一文で表現する必要があります。 周知にあたっては条例の逐条解説や「わかりやすい版」の作成など、わかりやすさに配慮した取組を進めていきます。
18	(目的) 第1条	第1条の2行目 がいの特性に応じた情報保障と多様な手話等コミュニケーション手段の普及及び利用の促進を図るため、 改善修正案 …と多様なコミュニケーション手段(手話・要約筆記・点字等)の普及及び利用の… ①多様な手話ではない。「多様な」を取る ②コミュニケーション手段が多様である。多様はコミュニケーションの方。 ③情報保障と手話・要約筆記・点訳等多様なコミュニケーション手段…に具体的に3種類の例を入れる。	有	手話等を削除	「手話」と例示することで他のコミュニケーション手段への連想が狭まったり、例示されていない他のコミュニケーション手段が軽視されていないかという誤解を誘発するため、「手話等」の例示を削除します。
19	(定義) 第2条-1-(1)	第2条の(1)障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)… 身体障がいは多種多様である。聴覚障がいにもろう・難聴があり、難聴にも感音性難聴、伝音性難聴がある。障がい手帳のない難聴もあり、又加齢による難聴は年々増加している。(社会参加できない。)少なくとも身体障がい者はもう少し具体的に示す。 案①身体障がい(肢体・視覚・聴覚等) 案②身体障がい(目・耳・口腔・咽頭・手足等)	なし	「市の考え方」のとおり	ご意見を踏まえ、修正します。字句の注釈に相当する内容については、逐条解説の作成により明らかにしていく予定です。
20	(定義) 第2条-1-(1)	私は難聴者です。情報支援について以下を提案します。 1項の末尾にかかれている「…社会生活を営む上で相当な制限を受ける状態…」について 通常、社会的モデルで、上記のように定義されていますが、現実の福祉制度の対象は、障がい者手帳の所持者を対象に大変限定的に対象が狭められています。 現在の障害者手帳(医学的モデル)のレベルに達していない難聴者も、聞こえないことによる不利益、生活の困難さは同じで、情報の支援を受けて、社会で活動していくことが求められます。 このままでは理念が生かされ無いと思ひまして、以下の追記を提案します。 (1) 障害のある人 障害者手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい者…(以下略)	なし	「市の考え方」のとおり	本条例は、施設の改修や福祉制度の整備に限らず、市民の障がいや社会的障壁についての理解を深め、合理的配慮の提供が促進されることを期待しています。 字句の注釈に相当する内容については、逐条解説の作成により明らかにしていく予定です。
21	(定義) 第2条-1-(7)	第2条(定義)(7)虐待 2行目 …放置、の後ろに、「育児、教育、監護義務の放棄」 ない「ネグレクト」ということばを入れて強調してほしいです。 理由: 障害者福祉とは直接関係ませんが、過去、長岡京市では、十小校区で、ネグレクト・虐待から、幼い子どもの命が失われるという事象があり、そのことは、市民として忘れてはいけないことだと思いますし、教訓として生かしていかなければいけないと考えるからです。障害者の家族でも起こりうると思います。	なし	「市の考え方」のとおり	ご指摘の内容は定義の中の「放置」に含まれると考えられることから、追記は行わないこととします。
22	(定義) 第2条-1-(7)	ある人をしてそれらの行為をさせることをいう。⇒ある人に対してそれらの行為をさせることをいう。	なし	「市の考え方」のとおり	使役の文法表現であり、案のとおりとします。

パブリックコメントに基づく条例への反映案について(第7回検討会議資料)

【資料1】

No.	意見の該当箇所	意見の要旨	本文修正	修正内容	市の考え方(案)
23	(定義) 第2条-1-(11)	コミュニケーション支援従事者の定義について。 「手話通訳者、要約筆記者、点訳者…、知的障がいのある人、」と「発達障がいのある人」との間に「統合失調症、躁うつ病等精神障がいのある人」を挿入できないか。	有	知的障がいのある人、と「発達障がいのある人」の間に精神障がいのある人を加える	ご意見を踏まえ、修正します。なお、字句の注釈に相当する内容については、逐条解説の作成により明らかにしていく予定です。
24	(定義) 第2条-1-(12)	障がい者相談員の定義には精神障がいが含まれていないため、精神障がいについても追加できないか。	なし	「市の考え方」のとおり	障がい者相談員については、身体障害者福祉法・知的障害者福祉法に基づき設置しているものです。精神障がいのある人の支援については、条例の趣旨に基づき、障がい者相談員を補助する役割を担う具体的な体制として別途創設することを検討しています。
25	(市の責務) 第4条	市の責務に、障がい者の自己決定権を支援するために事業者や関係者の教育、助言を行うという趣旨を加える。 なぜならば支援者の目線が障がい当事者では無く、家族の意向で動くことも実際の現場ではよく見受けられるから。	なし	「市の考え方」のとおり	第2条第1項第3号に「自立」を定義するとともに、第3条に理念を定めて、障がいのある人が自己決定のもと社会参加できるよう取り組むこととしています。 市の責務として、この理念の実現のため第4条第2項第1号、第3号及び第5号を基本として市民等及び事業者を支援し、また協働を図ることとしています。
26	(市の責務) 第4条-1	「差別をなくするための取組」の後に「障がいのある人の自立及び社会参加の支援に関する施策」を挿入する。 説明 1)第4条(市の責務)は、第3条の基本理念を受けたものと思われませんが、上記「」の部分が記載されていません。 2)第4条3項はこの内容を受けたものと思われるので挿入した方が良いと思います。 3)自立の文字が第2条定義と第3条基本理念にしかないのでもここにもいれておいてほしい。	有	「市の考え方」のとおり	ご意見を踏まえ、第4条第1項に追記します。
27	(市の責務) 第4条-2-(4)	「障がいのある人及び関係者から意見を聴取し」 修正意見 「障がいのある人及び関係者から広く意見を聴取し」 施策の検討や実施のための意見の聴取は、限られた層の意見を聞くだけでは不十分であるため。出来るだけ広く当事者の意見を聞くシステムをつくっていくことは従前からの課題であると思います。その課題に取り組むことによって、次の(5)にある当事者が「自ら発信することができる機会の確保」が実現します。	有	意見のとおり	ご意見を踏まえ、「広く」を追加します。 障がいのある人の意見を広く聴取できる機会の確保に努めます。
28	(市の責務) 第4条-2	第4条(市の責務)(6)の後ろに追加 (7)障がいのある人及び、その家族を孤立させないための、支援する制度・施策・レスパイト・就労支援を充実させること。 理由:No.11の意見と関連して、家族支援を充実させてほしい。	なし	「市の考え方」のとおり	具体的施策については、本条例の趣旨を踏まえた個別分野の計画や施策の検討を通じて対応して参ります。

パブリックコメントに基づく条例への反映案について(第7回検討会議資料)

【資料1】

No.	意見の該当箇所	意見の要旨	本文修正	修正内容	市の考え方(案)
29	(市の責務) 第4条 (財政上の措置) 第6条 (差別の禁止) 第7条 (合理的配慮の提供) 第10条 (保健及び医療に関する合理的配慮) 第12条	条例案を基に、障害の有無にかかわらず誰もが地域で安心して暮らせる共生の町が少しずつ実現していければうれしく思います。私たちは、多くの方が子供が思春期の頃に突然発病し、今よりずっと情報が少なかった時代なのですぐに医療機関につながる事がむずかしく、又病気の性質上、病名が確定するのに長かかる場合も多く見られます。その為、適正な治療を早く始める程、軽くて済みますが、遅くなるので長びく場合があります。 精神の病は障害に対する無知・無理解からくるものと思われませんが、社会の偏見・差別があり今はかなりよくなりましたが、他人に「家族に障害者がいる」とは話しづらいです。よほど信頼できる人でないと打ち明けられません。その為、他の障害者の人の様に親が若く元気な時から(他の人は生まれた時から子どもが障害なので、早い時期より覚悟ができ、将来に向けて行動できる)子供が暮らしやすい様にと連携して運動することがむずかしかったです。 精神障がい者の家族会は、今年創立21年目となり、多くの親は50代～80代、子どもも30代～50代となり親亡き後のことが心配になってきました。まずは他障がいの人と同様な扱いをしてほしいと訴えていきたいです。精神の病は100人に1人がかかるといわれています。行政に携わる人はよく理解され、3障害でも特に対応の遅れている精神障がいの人たちの応援団になって頂き、少しでも他の人たちと同じ扱い(交通費半額、他科の医療費無料、他)になるよう、後押しして頂きたいと強く望んでいます。	なし	「市の考え方」のとおり	具体的施策については、本条例の趣旨を踏まえた個別分野の計画や施策の検討を通じて対応して参ります。
30	(差別の禁止) 第7条 (虐待の禁止) 第8条	「何人も、」の後に「障がい及び障がいのある人に対し」を追加してはどうか。	なし	「市の考え方」のとおり	第2条の「差別」及び「虐待」の定義において、障がいのある人を対象とすることが明らかであるため、条例本文には追加しないこととします。 ただし、対象を明らかにするため、第7条と第8条の見出しに「障がいのある人に対する」を加えることとします。
31	(差別の禁止) 第7条 (虐待の禁止) 第8条	「第2章 差別及び虐待の禁止」の条項に違反した個人並びに事業所に対し、監督責任を追及を目的とした個人並びに事業所名公表等罰則規定が必要。	なし	「市の考え方」のとおり	障がいを理由とした不利益な取り扱い、罰則によらず障がいや社会的障壁に対する理解を通じて解消していくべきものと考えています。 また、障がい者虐待については「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、養護者によるものについてはさらなる発生の防止と擁護者支援、事業所や雇用主によるものについては各監督官庁からの監督権限の行使及び適切な措置の実施が定められています。 本条例による罰則規定は置かないこととします。
32	(相互理解の促進) 第9条	「共生のまち」の実現を目的としておられること、また、そのための市の責務を具体的に示しておられることに、深く共感します。 最終的にめざすべき地点は、全ての人の人権が守られ、全ての人々が主体的に社会参加できる社会であるとの理解の上で、合理的配慮や情報伝達手段等は、その社会が成立するための必要条件であると思いますので、具体的に整備すべき事項として、条例に示されているとおりであると思います。 一方、交流及び共同学習は、共生社会を実現させるための手法であり、交流及び共同学習そのものが目的ではないと考えます。なぜならば、真に共生社会が実現すれば、交流という概念は消滅すると思われるからです。 以上を踏まえて、以下に修正案を示します。 第9条 市は、共生のまちの実現に向け、障がい及び障がいのある人に対する～ 2 市民等及び事業者は、共生のまちの実現に向けて、互いの理解を深めるため～ (障がいの有無にかかわらず は、基の位置にあってもよい)	有	意見のとおり	ご意見を踏まえ、「共生のまちの実現に向け」を追加します。

パブリックコメントに基づく条例への反映案について(第7回検討会議資料)

【資料1】

No.	意見の該当箇所	意見の要旨	本文修正	修正内容	市の考え方(案)
33	(相互理解の促進) 第9条-2	1行目 障がいの有無にかかわらず ⇒ 障がい及び障がいのある人に対する	有	条文の修正	条文の意図が伝わるよう修正します。
34	(情報保障及びコミュニケーション) 第11条	各種講演会には手話通訳・要約筆記が設けられるようになったが、事前に申し込みが必要な場合があります。参加そのものには「申込不要」でも「手話通訳・要約筆記の必要な方は1週間前までに申し込みを」等。 一般の人は当日の気分や、予定がキャンセルになって「じゃ、そっちへ参加しようか。」くらいの気安さで参加できるが、特別な情報保障を必要とする人は前もって予定しておかないと参加できないという面で不公平があると感じていました。常に手話通訳や要約筆記者が待機しているという状態では財政面のこともあるので、配慮の必要なところかと考えます。 3年前に手話通訳の資格をもつ職員が3名採用されましたが、すでに2人退職しています。他市では各課に一人、手話リーダーという役目を作り、既存の職員が手話を学ぶことで市民に対応できることを目指している。手話通訳者の採用の目的を明確に持ち、庁内での啓発も含め、本当に基本条例の意義に沿った業務を担って頂けるようにしてください。	なし	「市の考え方」 のとおり	具体的施策については、本条例の趣旨を踏まえた個別分野の計画や施策の検討を通じて対応して参ります。 なお、手話通訳のできる職員については、市の業務内容を精査し、適切な人材配置に努めます。
35	(情報保障及びコミュニケーション) 第11条-2(2行目)	手話等コミュニケーション手段 修正案 手話・要約筆記等コミュニケーション手段 日頃、要約筆記活動に携わっています。手話はもちろん重要ですが、難聴者・高齢者は手話が使えない方も多くおられます。その方への支援においては、要約筆記は有用と考えます。ぜひ「等」ではなく、要約筆記も入れていただきたいです。またこの条例では、手話のみではなく広く不自由な方への支援を含めて考えていただいている点、うれしく思います。法律は社会生活のよりどころとなるものです。片寄りなく平等に権利が保障される法律を作っていただきたいです。	有	手話等を削除	「手話」と例示することで他のコミュニケーション手段への連想が狭まったり、例示されていない他のコミュニケーション手段が軽視されていないかという誤解を誘発するため、「手話等」の例示を削除します。
36	(情報保障及びコミュニケーション) 第11条-2(8行目)	「手話・要約筆記等コミュニケーション手段」に修正する。 日頃要約筆記活動に携わっています。手話はもちろん重要ですが、難聴者・高齢者は手話が使えない方も多くおられます。その方への支援においては要約筆記は有用と考えます。ぜひ「等」ではなく、要約筆記も入れていただきたいです。また、この条例では手話のみではなく広く不自由な方への支援を含めて考えていただいている点、嬉しく思います。法律は社会生活のよりどころとなるものです。偏りなく平等に権利が保障される法律を作っていただきたいです。	有	手話等を削除	「手話」と例示することで他のコミュニケーション手段への連想が狭まったり、例示されていない他のコミュニケーション手段が軽視されていないかという誤解を誘発するため、「手話等」の例示を削除します。
37	(情報保障及びコミュニケーション) 第11条-3(1行目)	事業者は、手話等コミュニケーション手段 修正案 事業者は、手話・要約筆記等コミュニケーション手段	有	手話等を削除	「手話」と例示することで他のコミュニケーション手段への連想が狭まったり、例示されていない他のコミュニケーション手段が軽視されていないかという誤解を誘発するため、「手話等」の例示を削除します。
38	(情報保障及びコミュニケーション) 第11条-3(3行目)	障がいのある人が手話等コミュニケーション手段を 修正案 障がいのある人が手話・要約筆記等コミュニケーション手段を	有	手話等を削除	「手話」と例示することで他のコミュニケーション手段への連想が狭まったり、例示されていない他のコミュニケーション手段が軽視されていないかという誤解を誘発するため、「手話等」の例示を削除します。

パブリックコメントに基づく条例への反映案について(第7回検討会議資料)

【資料1】

No.	意見の該当箇所	意見の要旨	本文修正	修正内容	市の考え方(案)
39	(情報保障及びコミュニケーション) 第11条-6-(1)	市の手話等コミュニケーション手段の利用について述べられているが、「知的障がい及び精神障がい、発達障がいの特性を踏まえた…」というように、精神障がいについても記載がほしい。	有	意見のとおり	ご意見を踏まえ、「知的障がい及び発達障がいの特性を踏まえた…」⇒「知的障がい、精神障がい及び発達障がいの特性を踏まえた…」に修正します。
41	(情報保障及びコミュニケーション) 第11条-6-(1)	自閉症の人には視覚的支援が有効であると言われているので「～利用について支援を行う」というよりも、公共施設等について、コミュニケーションが円滑に行えるように、率先して視覚的なグッズやマークを紹介、提示、統一をはかっていただきたいです。	なし	「市の考え方」のとおり	ご意見のとおり、視覚的支援が有効な支援となると考えています。こうした理解の共有が必要であると考え、条文において絵図やサイン等の例示をしています。具体的施策については、本条例の趣旨を踏まえた個別分野の計画や施策の検討を通じて対応して参ります。
40	(情報保障及びコミュニケーション) 第11条-6	可動部位があり、認知機能が一定のレベルにある障がい児等にICT等の活用によりその能力を最大限伸ばせる様に「合理的配慮」ある具体的支援(特別支援教育・障害福祉サービス等)の拡充を求めたい。	なし	「市の考え方」のとおり	具体的施策については、本条例の趣旨を踏まえた個別分野の計画や施策の検討を通じて対応して参ります。
42	(保健及び医療) 第12条-2	「市は障がいのある人が身近な医療機関で適切な医療を経済的負担の軽減を伴いながら安心して受けられるよう、障がいの特性理解して…」と、下線部のような考えを入れて欲しい。	なし	「市の考え方」のとおり	この条項では、障がいを理由とした不利益的な取り扱いを解消する合理的配慮について規定しています。具体的施策については、本条例の趣旨を踏まえた個別分野の計画や施策の検討を通じて対応して参ります。
43	(保健及び医療) 第12条-2	第12条(保健及び医療に関する合理的配慮)の項に3番目を付け加えてください。 修正例 3 精神障がいの人及びその不安のある人や家族の相談活動を強化し、引きこもり状況の把握に努め、訪問活動を推進する。	なし	「市の考え方」のとおり	具体的施策については、本条例の趣旨を踏まえた個別分野の計画や施策の検討を通じて対応して参ります。
44	(保育及び教育) 第13条-2、6	第2項、第6項の「障がいのある子ども」の後に「とその保護者」を加える。 説明 教育ではその保護者の役割が重要なので条文中にあえてその保護者の支援も入れられないでしょうか。(その保護者を含む)という表現でも結構ですが、障がい者が小さい時期、その保護者が若い時期には支援が必要です。	なし	「市の考え方」のとおり	保育及び教育を受ける主体を障がいのある子ども本人として捉えており、家族支援の具体的施策については、本条例の趣旨を踏まえた個別分野の計画や施策の検討を通じて対応して参ります。

パブリックコメントに基づく条例への反映案について(第7回検討会議資料)

【資料1】

No.	意見の該当箇所	意見の要旨	本文修正	修正内容	市の考え方(案)
45	(保育及び教育)第13条-3	<p>※修正意見「市は、保育及び教育の実施に当たっては、すべての子どもの成長発達を目的として、ともに育ち合い、学び合う機会を推進し、それによって未来の共生社会の土台となることをも期するものとする。」</p> <p>案文の「交流」という言葉は、性質が違う者同士のグループが、ふだんは活動の「場」が分けられていて、何か特別な機会を設けられて、その時だけ一緒に活動するというイメージを受けます。一過性で、それが終わればまた別々の場所にもどる、というような印象がありますが、子ども同士の共同の活動の場は、できる限り自然体で日常的にあるべきであり、共生社会を謳う条例にはそぐわないと思います。</p> <p>「交流及び共同学習」という言葉は障害者基本法第16条3や学習指導要領の用語ではありますが、障害者の権利条約が批准された今、いずれこの言葉は過去のものとなると思います。法律の用語は社会の変化に対応してなかなか変わらず、現状の感覚とずれていっているものが多いことはかねて指摘されているところですが、この言葉に対する違和感、共生社会が進むにつれて強まっていくと思われまます。(参考:『交流及び共同学習』では『インクルーシブ教育』は実現できない)文部科学省・特別支援教育の在り方に関する特別委員会(第6回) 配付資料)</p> <p>長岡京市が根拠法となる障害者差別解消法があつてなお、地域にそれを根付かせようとして条例を制定するなら、現行法の用語に捉われず、より本質に迫る用語を選択してオリジナリティを發揮してはどうでしょうか。「交流」は第4条(5)にも使われていますが、これにも一考を要すると思います。</p>	有	「市の考え方」のとおり	<p>文部科学省では、平成24年7月の「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」報告の中で「交流及び共同学習の推進」を規定し、教育課程への位置づけや年間指導計画の作成などにより計画的・組織的な推進の必要性を指摘しています。</p> <p>インクルーシブ教育システムでは、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最底的確に應える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるとされています。</p> <p>小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である現状においては、それぞれの学校間での交流や校内での共同学習が必要であると考えています。</p> <p>こうしたことから、第13条第1項に次のとおり加え、以下の項を繰り下げます。</p> <p><u>第13条 市は、保育及び教育の実施に当たっては、全ての子どもの成長発達を目的として、共に生き、共に育ち合うことを基本とする。</u></p>
46	(保育及び教育)第13条-4	<p>「正しい理解」の注釈</p> <p>「正しい理解とは、障がいがあってもなくても人間としての価値に変わりはなく、皆で助け合って生きていくのが当たり前と思える環境を小さい頃から整えていく措置を講ずるものとする」として欲しいです。</p>	なし	「市の考え方」のとおり	<p>字句の注釈に相当する内容については、逐条解説の作成により明らかにしていく予定です。</p>
47	(保育及び教育)第13条	<p>希望</p> <p>①療育をしっかりと受けた後、母親が専業主婦世帯の、障がい児の幼稚園、保育園、認定こども園の受け入れ体制の確立</p> <p>②療育施設(保育、PT,OT,ST)の整備。(少なくとも週3くらいは受けられるように)</p>	なし	「市の考え方」のとおり	<p>具体的施策については、本条例の趣旨を踏まえた個別分野の計画や施策の検討を通じて対応して参ります。</p>
48	(保育及び教育)第13条	<p>以下の点を追加してほしい。</p> <p>第6項の次に第7項として、「精神障がい(発達障がい含む)や知的、身体障害への理解を深め、障害者の人格を認める為の小・中学校での教育をすることを付加していただきたい。(障害のある人もない人も共に支え合い安心に暮らせる共生のまち作りには、小中学校からの教育が必要)</p>	なし	「市の考え方」のとおり	<p>具体的施策については、本条例の趣旨を踏まえた個別分野の計画や施策の検討を通じて対応して参ります。</p>
49	(保育及び教育)第13条	<p>第13条より具体的例を求める(地域との交流・取り組み等)。</p>	なし	「市の考え方」のとおり	<p>具体的施策については、本条例の趣旨を踏まえた個別分野の計画や施策の検討を通じて対応して参ります。</p>
50	(保育及び教育)第13条	<p>「障がいのあるこどもこそ高度な教育が必要である」といった理念を加えていただけないか。</p> <p>イスラエルの障害者教育の理念に「障害児の将来は障がいの重い、軽いで決まるのではなく、教育で決まる」という理念がありました。教育をリハビリとして、積極的な能力の開発を掲げて欲しい気持ちです。</p>	なし	「市の考え方」のとおり	<p>今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>

パブリックコメントに基づく条例への反映案について(第7回検討会議資料)

【資料1】

No.	意見の該当箇所	意見の要旨	本文修正	修正内容	市の考え方(案)
51	(生活環境) 第14条-3	下線部を追加してほしい。 市及び事業者には、 <u>障がいの種別にかかわらず障がいのある人の公共交通機関の利用を円滑にするため、交通費(運賃)の負担軽減を含め必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u>	なし	「市の考え方」 のとおり	本条文は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく市及び事業者の取組について規定しています。 経済的負担軽減に関する施策については、障がい福祉の全般の施策の中で、引き続き検討していきます。
52	(生活環境) 第14条-4	第14条4には、「市として、障害のある方の民間住宅の賃貸入居に関する支援を努める。」に明記されている。第15条2同様、住宅のバリアフリー化等事業所の役割も条例に明記すべきだと思う。	なし	「市の考え方」 のとおり	民間住宅の賃貸入居にあたって、障がいを理由として契約を拒否したり、障がいのない人には課さない条件を加えるなどの実態が各地で報告されていることから、貸主に対する理解啓発等の支援を想定しています。 住宅のバリアフリー化については、京都府による建築確認時の助言指導や施主に対する理解啓発を通じ取り組んでまいります。
53	(雇用及び就労) 第15条-3	第15条追加 「3…又は福祉的就労を行えるよう、 <u>広域に行政、</u> 」 理由:乙訓地域には就労先が少なく、京都市内のみならず、大阪府へも就労、通所している現状から、行政区の枠を狭めず考えて欲しい。	なし	「市の考え方」 のとおり	必要に応じて幅広く関係する機関との連携を進めていくことは必要であると考えています。 字句の追加は行いません。
54	(文化芸術及びスポーツ) 第16条	修正意見 「市は、障害のある人や子どもが文化芸術活動及びスポーツに取り組む機会が少ないことを解消するために、参加する機会の確保、指導員の育成、情報の提供、一般の社会資源の利用についての配慮等必要な取組を行うものとする。」 障害児・者の文化・スポーツ活動の受け皿の少なさは歴然としています。そのことをまず踏まえて、一般との格差を解消が必要であることを明言していただきたい。	なし	「市の考え方」 のとおり	具体的施策については、本条例の趣旨を踏まえた個別分野の計画や施策の検討を通じて対応して参ります。
55	(文化芸術及びスポーツ) 第16条	障害のある人が文化芸術活動及びスポーツに取り組むことができるようにするためには、ここに挙がっていることだけでは足りない。その場に「参加しやすい工夫」も必要である。	なし	「市の考え方」 のとおり	具体的施策については、本条例の趣旨を踏まえた個別分野の計画や施策の検討を通じて対応して参ります。
56	(防災) 第17条	「災害時の安全」の後に「、犯罪にまきこまれないための対策」を加える。 また、見出しについては (防災、防犯に対する合理的配慮)とする 説明 警察との連携も考慮にいれておいた方が良いのではないのでしょうか。	有	「市の考え方」 のとおり	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 (防災及び防犯に関する合理的配慮) 第17条【略】 <u>2 市は、障がいのある人が安心して生活が営めるよう、防犯対策について関係機関と連携し、必要な取組を行うものとする。</u>
57	(防災) 第17条	第17条には、災害時に於ける障がいのある方の安全確保の観点から、市の役割が明記されている。第15条2同様、福祉避難所に指定された事業所の役割も条例に明記すべきだと思う。	なし	「市の考え方」 のとおり	第15条は、第2条に定義する事業者すべてに広く雇用及び就労の場の確保と合理的配慮の提供を求める規定となっています。 福祉避難所については、協定を締結した事業者より場所の提供を受け、市が設置運営を行うこととしています。異常気象や災害の規模拡大から、さらなる福祉避難所の確保が必要ですが、要配慮者を精査するなかで受け入れ想定数は増大するなど運用上の課題が明らかになっているなか、協定を締結する事業者に限定して役割を条例で規定することは困難です。 要配慮者の支援については、京都府の福祉避難コーナーガイドラインを参考に、一般避難所における福祉避難コーナーの設置促進を進めており、事業者に限らず市民全体による取組として進展するよう努めてまいります。

パブリックコメントに基づく条例への反映案について(第7回検討会議資料)

【資料1】

No.	意見の該当箇所	意見の要旨	本文修正	修正内容	市の考え方(案)
58	(相談等) 第18条-1	第18条の1で、相談ができるのは「市又は、障がい者相談員」ということですが、精神障がいの方は、「市」にしか相談できないのでしょうか？身体障がい者や知的障がい者の場合のような相談員は、精神障がいの方にはおられないことについて、補足するしくみが作られると思っていました。このことについての説明が、どこかで必要だと思います。	なし	「市の考え方」のとおり	本条例では障がいの種別に関わらず、市及び障がい者相談員を身近な相談の窓口として位置付けています。精神障がいのある人が相談しやすい具体的な施策については、条例の趣旨に基づき具体的な体制として別途創設することを検討しています。
59	(相談等) 第18条-3	第18条の3は、京都府条例や長岡京市個人情報保護条例のことを説明する必要があるため、仕方ないことはと思いますが、難しすぎて、きっと多くの人が読むのをあきらめてしまうと思います。何か手立てを考えておられるとは思いますが、いかがでしょうか？	なし	「市の考え方」のとおり	逐条解説やわかりやすい版の作成で周知をすすめることを検討しています。
60	(相談等) 第18条	追加。…事業者、「差別、虐待を目撃・認知した市民等」は、理由：本人・家族が差別・虐待されたと認識できないや、家族の虐待など、表に出てこない場合、児童虐待に準じる形で、市民の目も大切だと思います。	なし	「市の考え方」のとおり	障がい者虐待については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく通報義務が定められているため、本条例では通報に係る規定を置かないこととします。また、本条例第18条・第19条の規定により「障害を理由とする差別の解消に関する法律」第14条に規定する相談体制の具体化を図ることとしています。
61	(相談等) 第18条 (助言又はあつせんの支援) 第19条	京都府の条例にある「相談体制と助言のあつせんの仕組み」として「地域相談員」「広域相談員」を選任し、当事者や家族への窓口とし、「調整委員会」「知事の勧告」などの仕組みが記載されており、現実に施行されていますが、長岡京市の条例ではこのことが明確でないように思います。明確にしてほしい。	なし	「市の考え方」のとおり	本条例では、市民の身近な相談窓口として市と障がい者相談員を位置付けています。その上で、京都府の条例における地域相談員、広域相談員との役割分担を明確にし、調整委員会やあつせん・勧告の部分は京都府条例のしくみを用いることとしています。
62	(助言又はあつせんの支援) 第19条	追加。…意思を代理する者、「差別、虐待を目撃・認知した市民等」は、理由：本人・家族が差別・虐待されたと認識できないや、家族の虐待など表、に出てこない場合、児童虐待に準じる形で市民の目も大切だと思います。	なし	「市の考え方」のとおり	障がい者虐待については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく通報義務が定められているため、本条例では通報に係る規定を置かないこととします。また、本条例第18条・第19条の規定により「障害を理由とする差別の解消に関する法律」第14条に規定する相談体制の具体化を図ることとしています。
63	(調査研究及び報告) 第20条	第20条に、「市は相談事例を、調査研究を行うとともに、その結果を障がい児者の福祉に関する事項を検討する機関への報告するものとする。」と明記している。相談者と市民への報告も、条文に明記すべきだと思う。	なし	「市の考え方」のとおり	相談者へは事案の解決に向けたやり取りの中で情報共有を図ります。市民に対しては検討機関への報告内容の公表で情報共有したいと考えています。
64	附則2	※修正案 「市は、この条例についての検証を、相談事例や市及び事業者の取り組みの実態等を踏まえて年度ごとに行うものとする。」とし、2の案文は3として次項に置く。 きめ細かい検証がなされなければ、条例は「つくって終わり」になりかねません。合理的配慮をすすめるためにも、好事例を積極的に啓発手段として活用するためにも、検証の期間を短期にすることは必須であると思います。	なし	「市の考え方」のとおり	本条項は、条例そのものの見直しについて規定したものです。具体的な検証のサイクルや手法については、検討会議や障がい福祉部会の中で検討の上、明確にしていきます。
65	条文追加	以下の条文を追加する。 (虐待発見時の通報) 虐待を発見した場合は市または障がい者相談員に通報する。 説明 虐待の場合は別の法律や府の組織的対応にゆだねるのですが、定義(2条)、禁止(8条)があるので何か条例で支援になるようなことはできないでしょうか。	なし	「市の考え方」のとおり	虐待の通報については、障害者虐待防止法において市(長岡京市の場合は虐待防止センター)が通報を受け、対応を進めることとしています。手続きについて本条例で改めて手続きについては規定しないこととします。